

## 令和2年度「沖縄県産豚肉消費活性化事業」企画提案募集要領

### 1 事業目的

沖縄県産の銘柄豚について、マーケティング調査に基づく販売戦略・ブランド戦略の構築、県外の販路開拓、県外消費者・県外業者へのPR・ブランディングを行うことにより、県外市場での定番化及び付加価値を向上させることをもって、県産豚肉の生産量を増加させ、価格を上昇させることを目的とする。

### 2 概要

- (1) 名称：令和2年度「沖縄県産豚肉消費活性化事業」企画提案
- (2) 方法：企画提案書等の内容による審査
- (3) 業務内容：別添 企画提案仕様書のとおり
- (4) 委託金額の上限：20,000千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

### 3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している法人であること。複数の事業者で本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
  - (3) 沖縄県農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。
  - (4) 別添提案仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施に当たって県と密接に連携できること。
  - (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、共同企業体に当たっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

### 4 申込方法

企画提案書の提出を希望する場合は、以下により参加申込書を提出するものとする。

- (1) 提出書類：「参加申込書」【様式第2号】
- (2) 提出期限：令和2年9月18日（金）※17時必着
- (3) 提出方法：メール（押印した申込書をPDF化したデータ）により提出すること。  
※提出後、必ず受信確認を行うこと。  
※共同企業体での応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。  
TEL：098-866-2269（担当：奥）  
FAX：098-866-8411  
メール：aa043001@pref.okinawa.lg.jp

## 5 企画提案書類

「参加申込書」を提出した者は、下記の提出物を作成し、提出すること。

- (1) 企画提案応募申請書【様式第3号】
- (2) 誓約書【様式第4号】
- (3) 会社概要（会社名、代表者名、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページURL、設立年月日、資本金、事業概要）
- (4) 実績（過去の国又は地方公共団体と類似の契約及び調査対象国における類似調査の実績）
  - ・ 契約先、契約内容、契約金額、契約年月日を記載した一覧表を提出すること
- (5) 企画提案書
  - ・ 企画提案書には、沖縄県産豚肉を取り巻く現状と課題について記載すること。
  - ・ 作成にあたっては、仕様書に沿った内容であることを原則とする。ただし、事業の目的の範囲内で仕様書と異なる内容の提案も認める。
  - ・ 実施スケジュール、業務の実施体制を記載すること。
- (6) 委託業務見積書
- (7) 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）
- (8) プレゼンテーション審査用配布資料（必要に応じて提出すること）

※上記(3)～(7)は、任意の様式により作成すること。

※共同企業体の場合は(2)(3)(4)について構成員毎に作成する。

※企画提案書は、様式、枚数等は自由とするが、必ずページ番号を付すこと。

※企画提案書の内容は、簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

※企画提案書類は原則として、A4判、縦、左綴りとする。

## 6 審査方法及び基準

- (1) 応募数が6社以上の場合は、畜産課において一次審査（書類審査）を行い、上位5社について2次審査（企画書等書面審査）を行う。応募数が5社以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。

**9月9日（水）修正**

**(2) 2次審査については、沖縄県農林水産部畜産課に設置された企画提案審査会において、提出された企画提案書等のプレゼンテーション審査を行い、総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。**

（今回の募集は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。）

- (3) 前項によって第1位となった応募者には、メールで通知後、追って書面にて通知予定。次点以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知予定。
- (4) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- (5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。

公表を行う事項は以下のとおりとする。

ア 最優秀提案者とその評価点

イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載

ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載

エ その他

- (6) 評価基準については、概ね以下のとおりとする。

ア 基本認識

県外での沖縄県産豚肉の販路開拓についての現状や課題に関する基本認識や解決に向けたノウハウを有しているか。

イ 企画提案書の内容

ア) 事業目的の理解度

・本事業の目的に応じた提案になっているか。

イ) 提案内容の優良制

・提案内容は事業テーマに応じて、具体性、妥当性、現実性等を伴っているか。

ウ) 事業実施計画の妥当性

・実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

ウ 業務遂行体制・業務実績の評価

ア) 事業を的確に遂行するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

イ) 類似業務等実務実績は十分か。

**(7) プレゼンテーション審査**

**ア 日時：令和2年10月9日（金）午後**

**令和2年10月12日（月）午後 のいずれか**

**イ 場所：沖縄県庁会議室**

**ウ 提出した企画提案書、プレゼンテーション審査用配布資料に基づき説明すること。**

9月9日（水）修正

※説明は、提出した企画提案書、プレゼンテーション審査用配布資料のみを用いて行い、追加資料は不可とする。

エ 審査会場への入場者は1応募者から3名までとする。

オ 説明時間は20分（プレゼンテーション12分、質疑7分）を想定すること。

## 7 提出場所等

提出物は、次により書類を郵送又は持参にて受け付ける。ただし、郵送の場合は書留郵便で行うこと。

(1) 提出期限：令和2年10月2日（金） ※17時必着

(2) 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（9階）  
沖縄県農林水産部畜産課畜産政策班  
メール：aa043001@pref.okinawa.lg.jp

(3) 部 数：紙資料10部（原本一部、残りは原本写しを提出）

## 8 質問

質問は、「質問書」【様式第1号】を令和2年9月18日（金）【17時必着】までにメールで送信すること。

質問のあった事項については、適宜、参加申込書を提出した者全員に対してメールにて回答する。

## 9 委託業者決定までのスケジュール

(1) 参加申込書提出期限

令和2年9月18日（金） 17時必着

(2) 質問

令和2年9月18日（金） 17時必着

(3) 質問に対する回答

令和2年9月25日（金）

(4) 企画提案書提出期限

令和2年10月2日（木） 17時必着

(5) プレゼンテーション審査

令和2年10月9日（金）午後

令和2年10月12日（月）午後 のいずれか

(6) 委託業者決定及び通知

令和2年10月中旬

## 10 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 本募集要領に違反と認められる場合
  - エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (3) 提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から疑義照会（ヒアリング）を行う場合がある。
  - (3) 提出書類等の作成等に要する経費は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
  - (4) 提出された企画提案書、審査内容及び審査過程については公表しない。
  - (5) メールを送信した場合は、必ず電話にて受信確認を行うこと。
  - (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (7) 事業の実施にあたっては、県と実施内容を随時協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
  - (8) 1事業者（共同企業体）あたり、提案書は1件とする。

（※）契約保証金について（抄出）

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

**9月9日（水）修正**

- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。